

海洋ごみの処理推進を求める意見書

唐津市において海洋は、水産業にとって大切であることはもとより、観光からつ
にとって非常に重要な資源であります。しかしながら、離島や沿岸部に漁網・発砲
スチロール・ガラス類・木くず・金属くず、さらには外国製の廃プラスチック等、
大量のごみが漂着している。

その一部であるが、2016年の処理状況は離島や海水浴場のごみの量
108.14 t 及び漁港のごみ量60 m³で処理費用は約2,500万円を要した。

2015年のG7エルマウ・サミットにおいて、プラスチックごみによる海洋汚
染が取り上げられ、海洋ごみ対策は世界的課題として初めて認識された。2016
年のG7伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処
することが確認されている。

海洋ごみは、国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しており、市町村にと
っては自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にある。特
に、海洋ごみの約7割は河川由来との指摘があり、河川管理者に任せられているご
み処理に加え、これらに対する発生源対策は重要課題である。そこで、海洋ごみの
処理の推進並びに発生抑制及び削減に向けて次の事項に取り組むよう求める。

- 1 海洋ごみの主要な発生源となっている河川については、国管理河川以外の河川
管理者の厳しい財政状況を考慮して国による新たな発生源対策を進めること。
- 2 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携してその発生抑制及び削減
に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を
把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響を回避するための研究を
進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

佐賀県唐津市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
環境大臣 山本公一様